様式第３号（第７条関係）

児童生徒１人につき１枚記入

委任状・口座振込依頼書兼同意書

年　　月　　日

鶴岡市教育委員会　様
学　　校　　長　様

住　　所　鶴岡市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童生徒氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿（　　学校　　年）

（生年月日：　　年　　月　　日）

私が鶴岡市児童生徒就学援助の認定を受けた場合は、就学援助費の扶助について下記事項の権限を当該児童生徒の在籍する学校の校長（小学校入学前に支給する新入学児童生徒学用品費の請求については入学予定の学校の校長）に委任します。

記

1　学校給食費の扶助費請求、受領についての一切の権限
2　医療費（通院費）の扶助費請求、受領についての一切の権限
3　前２項に規定する費目を除く費目の扶助費請求についての一切の権限
4　学校集金に未納が生じた場合等においては、前項の扶助費受領についての一切の権限

私が鶴岡市児童生徒就学援助の認定を受けた場合は、鶴岡市から支給される就学援助費について、下記の口座に振込くださるようお願いいたします。なお、口座登録内容に変更が生じた場合は、書面をもって速やかに届け出ます。

【金融機関名】	銀行　・　信用金庫 労働金庫　・　農業協同組合	【支店名】	本店　・　支店 支所　・　出張所
預金種別・ 口座番号（右詰記入）	普通　・　当座		
ゆうちょの場合 ５桁の記号と８桁の番号	（　　－　　）		
口座名義（カナ）			

※兄弟姉妹の申請でそれぞれ別の口座を指定することはできません（学校が違う場合は可）。
※児童生徒名義の口座は不可。口座名義が保護者名と異なる場合、別途「委任状」の提出が必要です。
振込不能防止のため、通帳の写しを添付してください。

就学援助費の口座振込にあたり、以下のことに同意します。

1　就学援助費は振込をもって受領したものとします。
2　学校集金に未納が生じた場合、就学援助費を学校集金に充当します。その際の扶助費の受領について、一切の権限を学校長に委任します。
3　市外転居や認定取消、就学援助費の過誤支払いなど、就学援助費の返還が必要となった場合、教育委員会からの返還請求に応じます。
4　この口座振込依頼書兼同意書は市内転居や進学の際、転学（進学）先の学校へ引き継ぐものとします。

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【教育委員会使用欄】

小１	小２	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３